

その他の軽減・減免制度

倒産や解雇などによって離職した人の国民健康保険税の軽減について

雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」について、国民健康保険税を軽減する制度が平成22年度から始まりました。対象の人は、前年の給与所得額を100分の30として保険税を算出します。また、高額療養費についても給与所得額を100分の30とし、同一世帯に属する国保加入者の軽減判定所得の合計がP37に記載している軽減割合に該当する場合は非課税世帯の区分(P16表Ⅰ、P18表Ⅱ参照)で支給を受けられます。

ただし、この制度の適用を受けるためには、申告が必要です。届出が遅れても遡及して軽減を受けることができますが、保険税は5年度以上さかのぼって減額変更できないためご注意ください。

対象者

65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知で「特定受給資格者」または「特定理由離職者」であることが確認できる人。

「特定受給資格者」

事業所の倒産、解雇などにより離職した人など。

(雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが、11・12・21・22・31・32のいずれか)

「特定理由離職者」

労働契約期間が満了し、更新を希望したが更新されず離職した人など。

(雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが、23・33・34のいずれか)

軽減期間

軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までです。一度申告をしていただければ、翌年度の届出は必要ありません。

保険税の軽減は、社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退されたとき終了します。

ただし、軽減期間内に再離職し、国民健康保険に再び加入したときは、残っている対象期間について保険税の軽減を継続できます。

届出に

必要なもの

- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)

国民健康保険税の減免について

次のような場合には、減免を受けられる可能性があります。下記1~5に該当し、国民健康保険税の納付が困難な場合、事由発生後の最初の納期限の5日前までにご相談ください。なお、減免決定には審査があります。必要書類など、詳しくは国民健康保険課までご相談ください。

- 1 火災、地震、水害による被害を受けたとき
- 2 倒産や解雇などによって離職した人で、失業給付を受けない等により上記の軽減の対象とならないとき
- 3 廃業(休業)したとき
- 4 病気、介護などによるやむを得ない理由で離職した人で、上記の軽減の対象とならないとき
- 5 65歳以上で離職した人で、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」であることが確認できるとき

国民健康保険税は必ず納付を

国民健康保険制度にとって医療費の増加などの理由から、保険財政は大変厳しい状況が続いています。国民健康保険制度が将来にわたり安定した運営を維持できるように、その重要な財源である保険税の納付にご協力をお願いします。

理由もなく保険税を滞納すると…

災害など、法令等で定められた特別な事情以外で滞納を続けると、次のような国保の措置がとられます。

- 1 延滞金(地方税法で定める割合(上限は年14.6%(当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については上限年7.3%))を乗じて計算した額)が加算されます。
- 2 督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに保険税を完納しない場合は差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。
- 3 医療機関窓口で医療費を全額自己負担しなければならない被保険者となる場合があります。

令和7年4月1日現在

このほか、高額療養費などの保険給付の全部または一部が差し止められる場合や、保険給付の全部または一部を滞納保険税に充てさせていただく場合があります。

このような事態を避け、安心して治療が受けられる健康保険の制度を守っていくためにも保険税は納期内に納めましょう。

保険税の納付に困ったときは、 すぐに納税相談へ!

急な出費が続いて今すぐ納付できない、気づいたら保険税を滞納していて一度に納付できないなど、納付に困ったときは保険収納課が納付の方法(分割納付)などについての相談に応じます。

